

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行」を「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第12条第1項中「次に掲げる事情」を「過員を生じること」に改め、同条第1項第1号及び第2号を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第16条（見出しを含む。）第2項中及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第1項を次のように改める。

第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第16条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条を次のように改める。

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１７号 (趣旨) 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。） <u>第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第１０条第１項及び第２項、第１４条、第１７条並びに第１９条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (育児休業をすることができない職員) 第２条 （略） (１) <u>削除</u> (２) （略） (育児休業法第２条第１項の条例で定める者) 第２条の２ 育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号） <u>第６条の４第１号</u> に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１７号 (趣旨) 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。） <u>の施行</u> に <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u> (育児休業をすることができない職員) 第２条 （略） (１) <u>育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (２) （略） (育児休業法第２条第１項の条例で定める者) 第２条の２ 育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号） <u>第６条の４第２項</u> に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意

新	旧
に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。) に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 第6条 削除 第7条 削除 (育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情) 第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、<u>過員を生じることとする。</u> <u>(1)及び(2)</u> 削る 第14条 削除	に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u>であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。) に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 <u>(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)</u> 第6条 <u>任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>(育児短時間勤務をすることができない職員)</u> 第7条 <u>育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。</u> (育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情) 第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、<u>次に掲げる事情</u>とする。 <u>(1) 過員を生ずること。</u> <u>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u> <u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</u> 第14条 <u>第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u>

新	旧
(<u>第1号部分休業の承認</u>) 第16条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間	(<u>部分休業</u>の承認) 第16条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間

新	旧
又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分</u>	又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

新	旧
<u>に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業の承認の取消事由) 第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。